

# 道徳(中学校)

## 道徳教育の目標は、どう改善されたのか。

道徳教育目標については、学習指導要領の中で以下のように示されている。  
(下線部は、現行学習指導要領に新たに加えられたもの。)

### (「第1章総則」の「第1 教育課程編成的一般方針」の2 中段)

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育の理念を具体的に示している。

この部分の変更はない。

### (「第3章道徳」の「第1 目標」前段)

道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。

道徳性の諸様相を示している。

改正教育基本法における教育の目標や学校教育法の一部改正で新たに規定された義務教育の目標を踏まえて、以下のことが新たに加えられた。

道徳教育の役割が道徳性の育成にあることは変わっていない。

### 改正教育基本法 第1条 (教育の目的)

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

### 改正教育基本法 第2条 (教育の目標)

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

※ 下線部は主な変更箇所

※ 教育基本法の改正を受けた学校教育法の一部改正でも、義務教育の目標として、第21条において上記と同様の趣旨が明記された。学校で行う道徳教育は、これらの趣旨の実現に向けて取り組まれるものでなくてはならない。

- 「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛すること」
- 「公共の精神を尊ぶこと」
- 「他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献すること」